

第22期第6回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和3年9月29日（水）

15：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）あんこう網漁業の許可方針について（諮問）・・・P1～3
- （2）委員会指示の適用除外について（三洋テクノマリン株式会社）（協議）・・・P4～18
- （3）佐賀県連合海区漁業調整委員会での協議結果について（報告）・・・P19～20
- （4）令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（協議）・・・P21～58
- （5）ウミタケ調査操業の結果について（報告）・・・P59～62
- （6）遊漁者のクロマグロの採捕に係る委員会指示について（報告）・・・P63～65
- （7）水産流通適正化法について（報告）・・・P66～67
- （8）資源管理手法検討部会の参考人について（報告）・・・P68～71
- （9）委員会指示の適用除外承認の内容変更について（報告）・・・P72～77
- （10）その他

3 閉 会

水産第 2503 号
令和 3 年 9 月 28 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



あんこう網漁業の許可方針について（諮問）

このことについて、別添のとおり許可方針を定めることについて佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 5 項並びに第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当）

あんこう網漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
あんこう網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
28隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - （1）新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 2親等以内の親族の廃業に伴い、許可を承継するとき
 - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められるとき
 - （2）佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - （3）佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - （4）佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - （5）適切な資源管理を実践できる者
 - （6）漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、28件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年5月31日までの期間において合計数が28件に到達するまでは、

最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が28件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が28件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

- (1) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のアに該当する者
- (2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位が定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 福岡県福岡市博多区神屋町 10-15
氏名 三洋テクノマリン株式会社
九州支社長 山地 定明

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号

〃 第 51 号

〃 第 52 号

2 適用除外の目的・理由

有明海において、カキ礁の健全度（生死の状況）及び新規加入群の確認調査を実施します。またNPO団体や漁業者が造成したカキ礁内のカキを一定量採取し、生息状況、生残率等から健全度を把握します。

3 適用除外の期間

承認の日から令和 4 年 3 月 18 日まで

4 調査を実施する者の住所及び氏名

別紙 1 のとおり

5 調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名）

別紙 2 のとおり

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

名称：マガキ、シカメガキ、スミノエガキ等のカキ類

数量：調査に必要な最小数量

7 調査方法

潜水器

歩行徒手採捕（各造成箇所のカキが着生した竹ヒビを回収）

8 調査区域

別紙3、4のとおり

別紙1 採補に従事する者の住所及び氏名

氏名	所属	住所
内田 肇	三洋テクノマリン株式会社	福岡県福岡市博多区神屋町10-15
辻横 晴美		
奥村 邦明		
松浦 隆宏		
中野 航平		
安元 淳		
藤井 明彦		
早川 辰徳		
小堀 達		
細山田 佳佑		
外屋敷 正一		
山本 恭資		
伊東 秀明		
磯部 藍樹		
牛ノ浜 健	株式会社アクアガイド	福岡県福津市津屋崎8丁目17番16号
尹 敬華		
佐々木 健作		
永島 洋次郎		
甲斐 美子		
松尾 政人		
大山 貴弘		
藤原 数樹		
西尾 拓也		
三浦 智誠		
木村 真人		
白石 拓也		

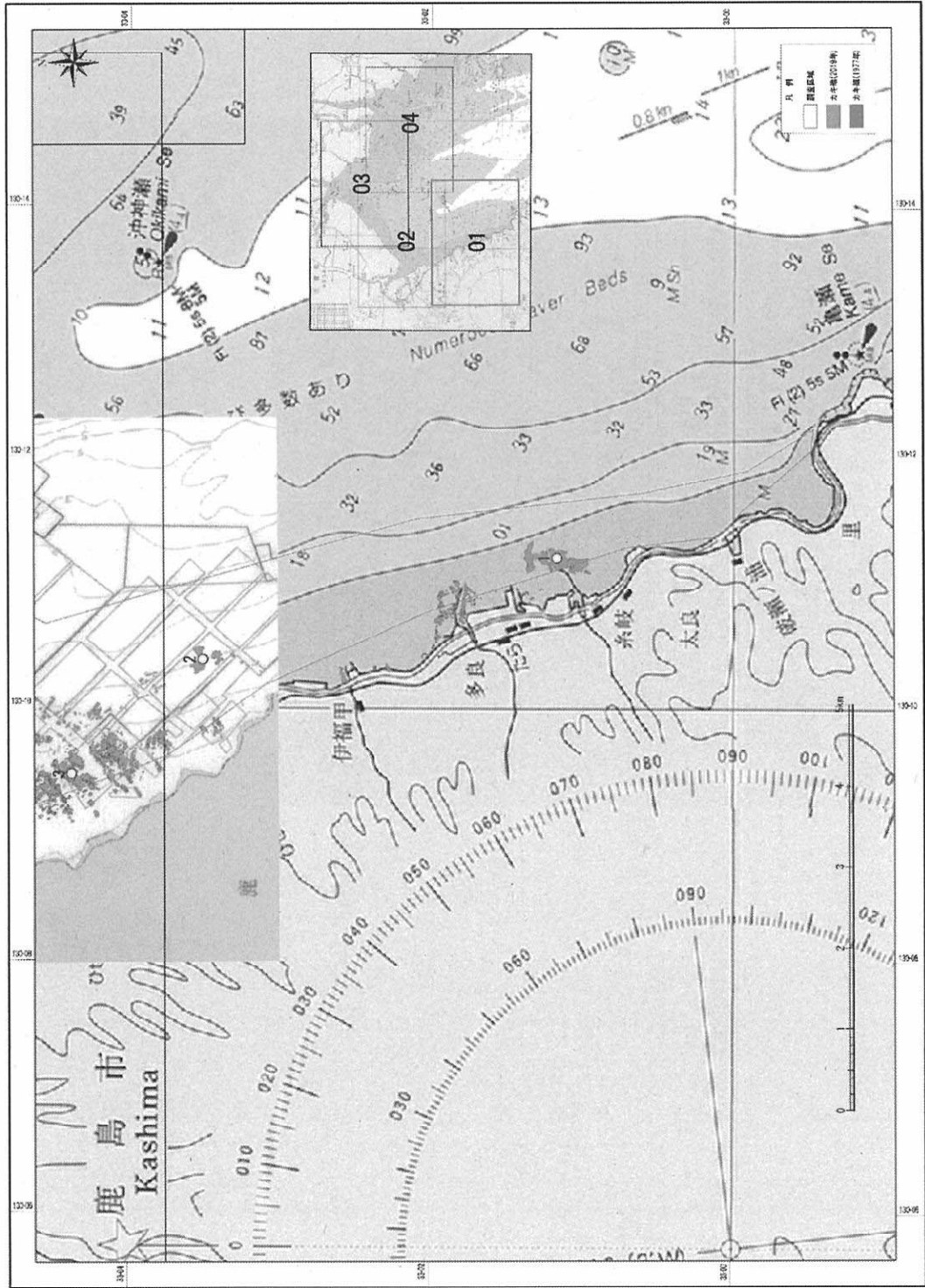
別紙2 使用船舶

◆使用船舶一覧表

船名	漁船登録番号	総トン数又は 船舶の長さ	推進機関 の種類	馬力数	船舶所有者
広洋丸	SA3-32196	0.6トン (5.31メートル)	電気点火	60	廣橋 一靖
順風	第292-23168号	1.0トン (5.36メートル)	電気点火	60	右近 義勝
有明丸	SA3-33700	0.9トン (6.20メートル)	ジーゼル	25	藤井 一文
貴榮丸	SA3-17362	1.73トン (6.73メートル)	電気点火	60	池田 義孝
繁義丸	SA3-17193	3.8トン (12.90メートル)	ジーゼル	301	井口 繁臣
粹丸	SA3-17028	3.6トン (12.39メートル)	ジーゼル	70	小柳 健一
輝江丸	SA3-16577	3.6トン (12.39メートル)	ジーゼル	50	江越 輝明

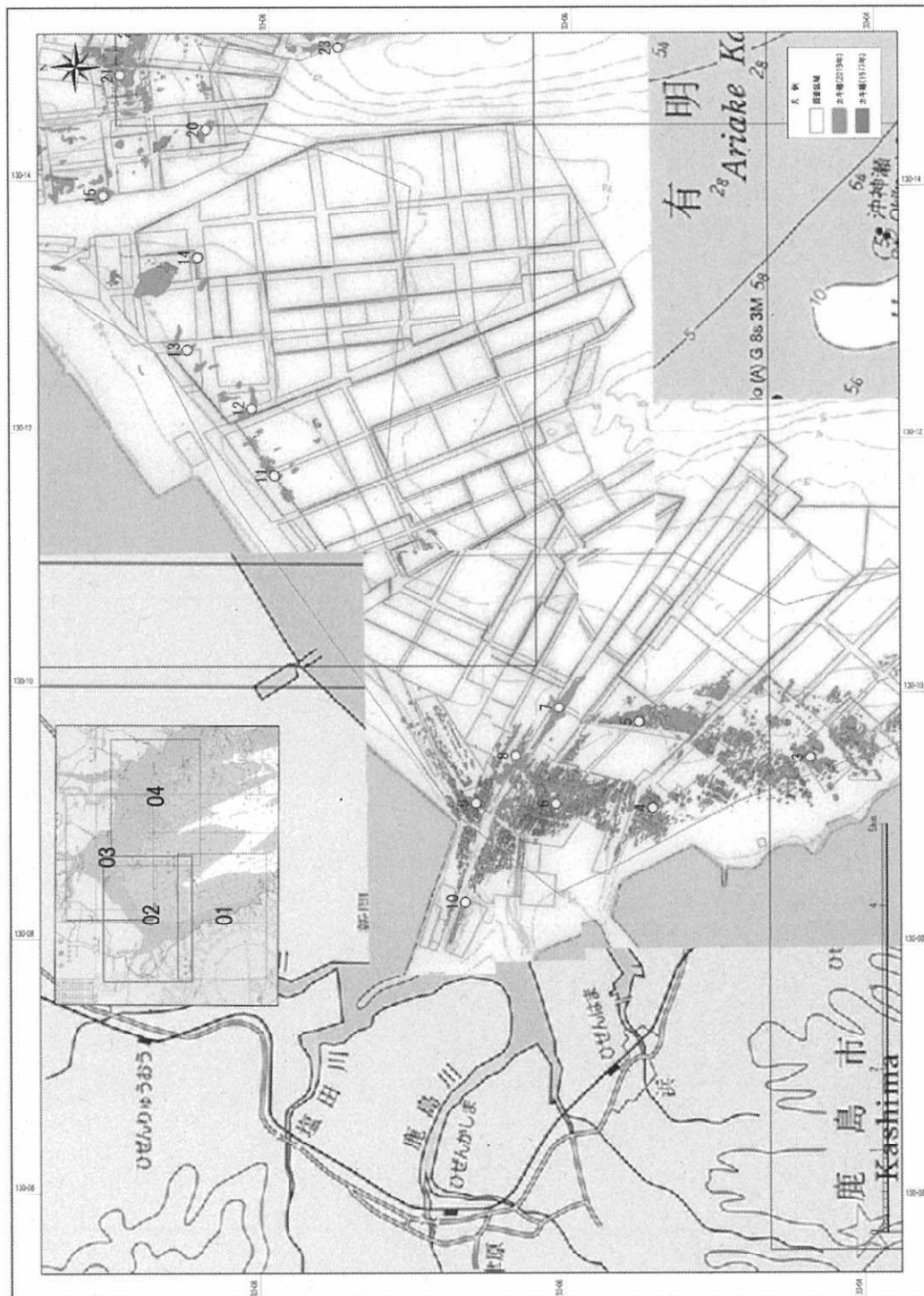
別紙3 採捕の区域

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。



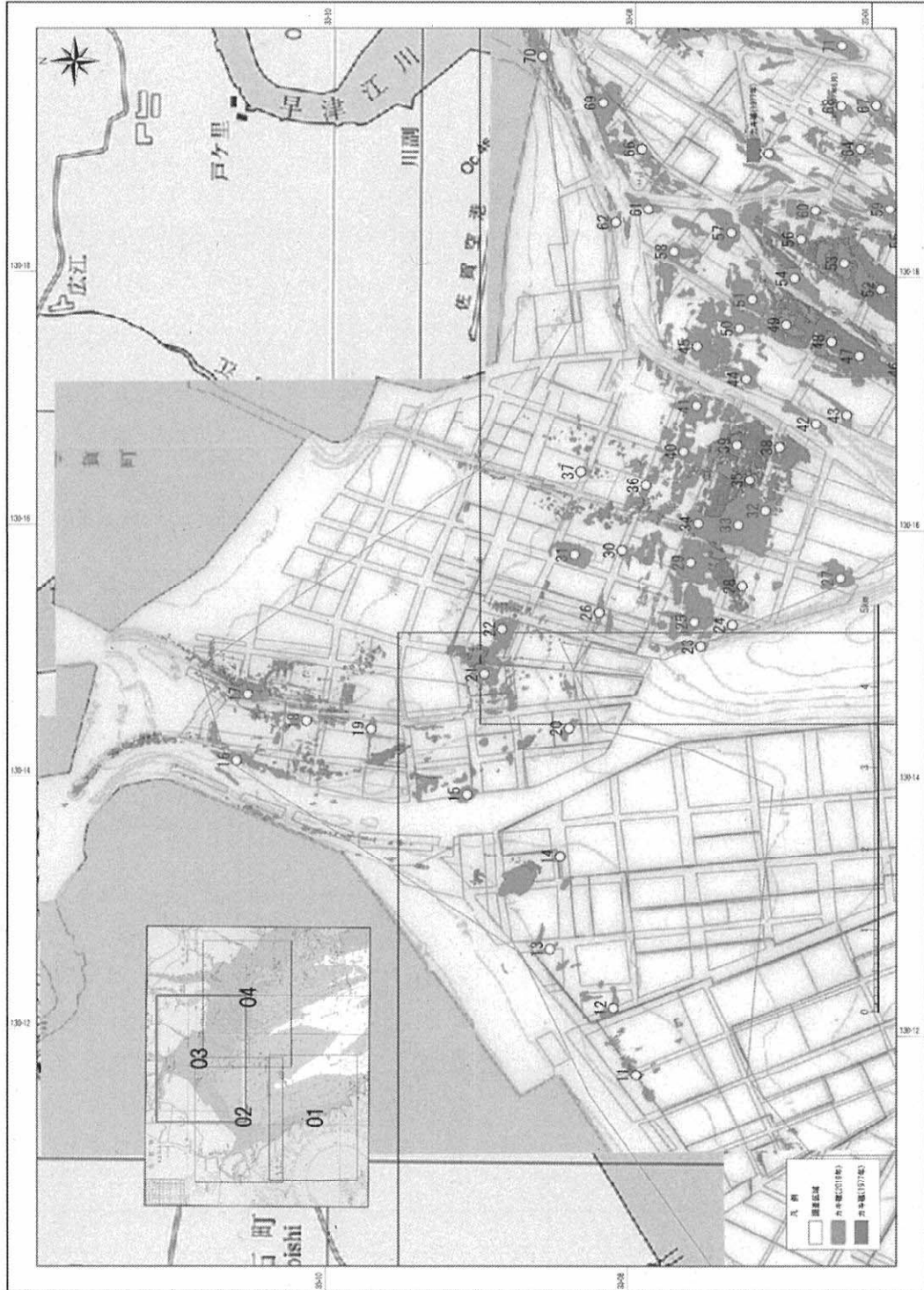
別紙3 採捕の区域

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。



別紙3 採捕の区域

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。



別紙3 採捕の区域

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。



別紙3 採捕の区域

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。

広域健全度確認箇所 座標一覧

地点	北緯	東経
1	33° 01' 11.092"	130° 11' 12.346"
2	33° 03' 32.196"	130° 10' 23.433"
3	33° 04' 24.137"	130° 09' 28.460"
4	33° 05' 26.588"	130° 09' 04.443"
5	33° 05' 32.289"	130° 09' 44.822"
6	33° 06' 05.002"	130° 09' 06.013"
7	33° 06' 03.942"	130° 09' 51.341"
8	33° 06' 21.062"	130° 09' 28.451"
9	33° 06' 36.805"	130° 09' 06.077"
10	33° 06' 40.875"	130° 08' 18.953"
11	33° 07' 57.297"	130° 11' 40.798"
12	33° 08' 06.422"	130° 12' 12.302"
13	33° 08' 31.899"	130° 12' 40.084"
14	33° 08' 28.124"	130° 13' 23.854"
15	33° 09' 05.179"	130° 13' 53.217"
16	33° 10' 36.983"	130° 14' 08.262"
17	33° 10' 32.732"	130° 14' 39.796"
18	33° 10' 09.417"	130° 14' 27.431"
19	33° 09' 43.730"	130° 14' 23.810"
20	33° 08' 24.940"	130° 14' 24.712"
21	33° 08' 58.663"	130° 14' 50.414"
22	33° 08' 51.758"	130° 15' 11.915"
23	33° 07' 32.849"	130° 15' 04.068"
24	33° 07' 20.249"	130° 15' 14.510"
25	33° 07' 35.359"	130° 15' 15.734"
26	33° 08' 13.287"	130° 15' 19.829"
27	33° 06' 37.494"	130° 15' 36.935"
28	33° 07' 16.422"	130° 15' 32.666"
29	33° 07' 36.892"	130° 15' 43.822"
30	33° 08' 04.338"	130° 15' 49.371"

地点	北緯	東経
31	33° 08' 23.130"	130° 15' 47.260"
32	33° 07' 07.287"	130° 16' 08.883"
33	33° 07' 17.956"	130° 16' 02.127"
34	33° 07' 33.955"	130° 16' 02.680"
35	33° 07' 13.589"	130° 16' 23.388"
36	33° 07' 54.960"	130° 16' 20.633"
37	33° 08' 20.881"	130° 16' 26.978"
38	33° 07' 01.866"	130° 16' 38.854"
39	33° 07' 18.761"	130° 16' 39.678"
40	33° 07' 39.974"	130° 16' 36.606"
41	33° 07' 34.910"	130° 16' 58.391"
42	33° 06' 47.502"	130° 16' 49.965"
43	33° 06' 35.373"	130° 16' 54.370"
44	33° 07' 15.233"	130° 17' 11.144"
45	33° 07' 34.865"	130° 17' 26.790"
46	33° 06' 11.646"	130° 17' 16.443"
47	33° 06' 30.493"	130° 17' 22.781"
48	33° 06' 41.638"	130° 17' 29.292"
49	33° 06' 59.492"	130° 17' 37.152"
50	33° 07' 17.951"	130° 17' 35.384"
51	33° 07' 13.008"	130° 17' 49.340"
52	33° 06' 22.125"	130° 17' 54.372"
53	33° 06' 36.705"	130° 18' 06.521"
54	33° 06' 56.287"	130° 17' 59.171"
55	33° 06' 11.225"	130° 18' 17.563"
56	33° 06' 53.817"	130° 18' 17.836"
57	33° 07' 21.441"	130° 18' 20.751"
58	33° 07' 44.265"	130° 18' 11.729"
59	33° 06' 18.638"	130° 18' 32.481"
60	33° 06' 48.170"	130° 18' 31.569"

地点	北緯	東経
61	33° 07' 54.550"	130° 18' 31.801"
62	33° 08' 07.544"	130° 18' 25.325"
63	33° 06' 05.764"	130° 19' 02.433"
64	33° 06' 30.422"	130° 19' 01.232"
65	33° 07' 06.776"	130° 18' 58.706"
66	33° 07' 57.250"	130° 19' 00.551"
67	33° 06' 24.409"	130° 19' 21.581"
68	33° 06' 38.219"	130° 19' 21.188"
69	33° 08' 12.778"	130° 19' 22.128"
70	33° 08' 36.903"	130° 19' 44.038"
71	33° 06' 38.072"	130° 19' 50.124"
72	33° 07' 23.992"	130° 20' 08.356"
73	33° 07' 35.593"	130° 19' 59.247"
74	33° 08' 23.421"	130° 20' 08.898"
75	33° 07' 44.057"	130° 20' 28.638"
76	33° 08' 01.807"	130° 20' 43.232"
77	33° 08' 20.332"	130° 20' 30.102"
78	33° 05' 13.953"	130° 19' 08.118"
79	33° 05' 51.298"	130° 19' 31.087"
80	33° 05' 12.728"	130° 19' 39.338"
81	33° 05' 37.198"	130° 19' 35.475"
82	33° 06' 07.587"	130° 19' 46.710"
83	33° 05' 17.104"	130° 19' 54.492"
84	33° 06' 03.242"	130° 20' 02.935"
85	33° 05' 15.310"	130° 20' 12.842"
86	33° 05' 24.591"	130° 20' 23.570"
87	33° 05' 46.396"	130° 20' 31.497"
88	33° 05' 57.451"	130° 20' 26.089"
89	33° 06' 05.189"	130° 20' 18.141"
90	33° 06' 32.203"	130° 20' 22.258"

別紙4 採捕の区域

下記の4地点のうち、3地点で実施予定。

調査は各地点を中心にした半径200m以内で実施。

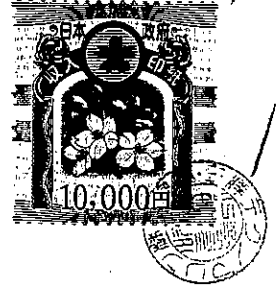


調査箇所	緯度	経度
福富町支所造成箇所	33° 09.379'	130° 13.288'
たら町支所造成箇所①	33° 01.887'	130° 10.957'
たら町支所造成箇所②	33° 01.136'	130° 11.112'
嘉瀬川交流軸造成箇所 (久保田支所)	33° 10.539'	130° 14.557'



土木設計業務等委託契約書

R3.4.1版



1 委託業務の名称 令和3年度 有明海再生方策検討事業業務委託
(カキ礁造成効果検証業務)

2 履行期間 令和3年6月23日から
令和4年3月18日まで

3 業務委託料 ￥9,499,600.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥863,600.-)

4 業務内容 別添設計図書のとおり

5 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項の1号により免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月23日

発注者 住所 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県民環境部

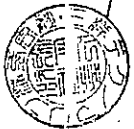
氏名 有明海再生・自然環境課長 山浦 啓治



受注者 住所 福岡市博多区神屋町10番15号

三洋テクノマリン株式会社 九州支社

氏名 支社長 山地 定明



同意書

令和3年 9月17日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所 佐賀市西与賀町大字厘外821番地
氏名 佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敬

佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和4年3月18日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙1、別紙2のとおり）

3 調査方法

- ・別紙1に示す90地点で潜水士により5分間程度海底の状況を確認・写真撮影した後、代表的な箇所のカキを30個採取し、底質性状やカキの生残状況(生死)を確認。併せて採取したカキに着生している新規加入群の個体数を計数。
- ・別紙2に示す3地点で竹ひびに付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひびを数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同 意 書

令和3年 9月 9日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所 佐賀市久保田町大字新田1500番地14
氏名 佐賀県有明海漁業協同組合
久保田町支所
支所運営委員長 中尾誠一郎



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和4年3月18日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙1、別紙2のとおり）

3 調査方法

- ・別紙1に示す90地点で潜水士により5分間程度海底の状況を確認・写真撮影した後、代表的な箇所のカキを30個採取し、底質性状やカキの生残状況（生死）を確認。併せて採取したカキに着生している新規加入群の個体数を計数。
- ・別紙2に示す3地点で竹ひびに付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひびを数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同 意 書

令和3年 9 月 8 日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住 所 佐賀県杵島郡白石町大字福富下分2585-1

氏 名 佐賀県有明海漁協福富町支所

支所運営委員長 廣橋



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和4年3月18日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙1、別紙2のとおり）

3 調査方法

- ・別紙1に示す90地点で潜水土により5分間程度海底の状況を確認・写真撮影した後、代表的な箇所のカキを30個採取し、底質性状やカキの生残状況(生死)を確認。併せて採取したカキに着生している新規加入群の個体数を計数。
- ・別紙2に示す3地点で竹ひびに付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひびを数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

同意書

令和3年9月8日

三洋テクノマリン株式会社 殿

住所 藤津郡太良町大字系岐1558-11
氏名 佐賀県有明海漁業協同組合
支所運営委員長 森田政則



佐賀県が行うカキ礁の健全度調査について、下記のとおり同意します。

記

1 調査期間、回数

本業務に係る特別採捕の許可日から令和4年3月18日まで

2 調査海域

有明海佐賀県海域（別紙1、別紙2のとおり）

3 調査方法

- ・別紙1に示す90地点で潜水土により5分間程度海底の状況を確認・写真撮影した後、代表的な箇所のカキを30個採取し、底質性状やカキの生残状況(生死)を確認。併せて採取したカキに着生している新規加入群の個体数を計数。
- ・別紙2に示す3地点で竹ひびに付着した生物を採取（カキ礁造成として現地に建て込まれた竹ひびを数本採取します。）

4 その他（連絡、注意事項等）

調査実施に当たっては、調査中であると識別される標旗を掲げるとともに、船舶の航行及び漁業の操業に支障のないよう措置すること。

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くるまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

継 続

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。



漁調委第135号
令和3年9月6日

佐賀県連合海区漁業調整委員長 殿

沖縄海区漁業調整委員会事務局長



令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について（照会）

標記会議につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大が深刻化し、収束が見込めない状況であるため、書面決議にて対応させていただきます。

なお各県から提出していただいた提案議題を、別紙のとおり取りまとめたので送付いたします。

つきましては、各事項に対する貴県海区漁業調整委員会の意見を、別紙様式にご記入の上、令和3年10月8日（金）までに沖縄海区漁業調整委員会事務局までE-mailにてご提出ください。

なお、連合海区が設置されている県におかれましては、単海区への照会を行いませんので、連合海区にて取りまとめていただき、ご提出ください。

期間が短く大変恐縮ですが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

沖縄海区漁業調整委員会事務局 加藤、太田
(沖縄県農林水産部水産課漁業管理班内)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL : 098-866-2300 FAX : 098-866-2679
E-mail : katoumnk@pref.okinawa.lg.jp

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題一覧

1 要望事項

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について（福岡県連合）
- (2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について（熊本県連合）
- (3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（鹿児島県連合）
- (4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について（福岡県連合）
- (5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について（長崎県連合）
- (6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について（長崎県連合）
- (7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について（熊本県連合）
- (8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（鹿児島県連合）
- (9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）（沖縄）
- (10) 日中漁業協定の見直しについて（一部新規）（沖縄）
- (11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（佐賀県連合）
- (12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について（長崎県連合）
- (13) 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について（宮崎）
- (14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（鹿児島県連合）
- (15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）（沖縄）
- (16) ミニボートによる危険行為の防止について（佐賀県連合）
- (17) ミニボートによる危険行為の防止について（熊本県連合）
- (18) 海区漁業調整委員会制度について（長崎県連合）
- (19) 新たな漁業関係法令の改正について（大分）
- (20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について（大分）
- (21) 沿岸資源の適正な利用について（宮崎）
- (22) 水産政策の改革について（鹿児島県連合）
- (23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について（熊本県連合）

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者にする行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化
について

内 容

本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところであるが、大中型まき網漁業の操業は、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっている。

そのため、大中型まき網漁業の当海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結された。

その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれている。

については、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではあるが、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について、次の事項を強く要望する。

- 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
操業禁止区域に係る操業調整の整ったものについては、随時操業の条件として内容を盛り込んで頂きたい。
- 2 大中型まき網漁業の適正操業について指導を強化すること。
大中型まき網漁業の操業については、魚礁周辺での集魚・操業を行っているなどの情報を聞いているところである。
このような大中型まき網漁業者の操業は、水産資源の維持回復を図る観点から、沿岸漁業者にとって大きな障害となっているため、沿岸漁業者へ配慮した適正操業について十分な指導を強化すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の
見直し拡大等について

内 容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

については、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題について（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

内 容

日中・日韓新漁業協定の発効後は、政府間交渉に基づく相手国排他的経済水域での操業条件の設定など、漁業秩序が構築されつつあります。しかし、排他的経済水域の境界を中間線で画定できず、相手国漁船に対して我が国の権限が及ばない日中暫定措置水域、日韓暫定水域などが広範囲に設定されており、これらの海域では急増した虎網漁船等外国漁船の集中操業により、我が国漁船の操業に支障が生じるとともに、水産資源の悪化が懸念されております。

このことから、我が国漁業者が、東シナ海等において持続可能な漁業を展開していくため、次の事項について、要望します。

【継続】

1. 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行うこと。その実現までの間、日中・日韓暫定水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること。

【継続】

2. 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について、我が国漁業者の意向・要望を踏まえ見直しを行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

内 容

我が国排他的経済水域内では、中国漁船（底びき網漁業、いかつり漁業）や韓国漁船（まき網漁業、はえ縄漁業等）による違反操業が依然として跡を絶たず、拿捕事案も発生しております。

また、東シナ海においては、尖閣諸島の領有権を巡る日中双方の主張の相違などから、平成24年9月並びに28年8月には、付近海域における中国漁船の大挙操業や、多数の中国漁業監視船の哨戒など、我が国漁船の安全操業や安全航行に支障を来す問題も生じている状況にあります。

以上のことから、次の事項について要望します。

【継続】

1. 引き続き我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締の強化を図ること。

【継続】

2. 我が国水域における外国船舶の避泊に当たっては、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導・監視体制の強化と漁業等への被害を防止する措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

別紙様式 2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

東シナ海における漁船の安全操業確保について

内 容

日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、単独で延縄や一本釣り等を操業しており、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にある。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大している。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があっている。

このため、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するために次の事項を強く要望する。

- 1 日中暫定措置水域及び以南水域における外国公船及び外国漁船団の位置や動向の情報収集に努めること。
- 2 水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に情報提供するなど、当該水域で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内 容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日台漁業取決めの見直しについて（継続）

内 容

平成25年 4 月10日に調印された日台漁業取決めは、我が国排他的経済水域内での台湾漁船の操業を認めたもので、台湾漁船とのトラブルを恐れる多くの国内漁船が操業を自粛する状況が続いている。

日台漁業取決め適用水域は、鹿児島、熊本、宮崎、長崎県の漁船も操業する海域であり、その影響は本県のみには留まらないことから、以下の事項を要望する。

- 1 取決め適用水域から次の水域を除外すること。
 - ①東経125度30分より東の水域
 - ②八重山北方三角水域
- 2 我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。
また、違反操業を行う台湾漁船に対し、拿捕を含む取締りを徹底すること。
- 3 先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については今後一切、協議の対象としないこと
- 4 日台漁業取決め適用水域内において、
 - ①日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めること。
 - ②操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めること。
 - ③台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日中漁業協定の見直しについて（一部新規）

内 容

日中漁業協定では、北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域を協定適用除外とし、外務大臣書簡により同水域においては、中国漁船に対して我が国の漁業関係法令を適用しないこととしている。

この結果、同水域では、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても、取締りができない状況にある。

中国サンゴ網漁業は、深海サンゴ資源を枯渇させるだけでなく、熊本県、鹿児島県と連携して取り組んでいる南西諸島マチ類資源回復方針で定めた保護区、底魚類等の成育環境を荒廃させており、極めて大きな問題である。

また、尖閣諸島周辺海域においては、平成24年9月の政府による同諸島の国有化以降、中国公船による領海侵入及び接続水域への入域が常態化し、現在に至っては、本県漁船に対する追尾や威嚇行為が繰り返され、本県漁船がその脅威に対峙しながら、海上保安庁の巡視船に守られ、操業を行っている異常な状況であり、安全操業を脅かす事態となっている。

そこで以下の事項を要望する。

- 1 日中漁業協定の見直しについて
北緯27度以南の沖縄本島から宮古島以西の水域が、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、協定を見直すこと。
- 2 中国サンゴ網漁業、虎網漁業等の規制について
協定の見直しが図られるまでの間、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止及び、北緯27度以南への中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を確保すること。
- 3 海底に散逸する中国サンゴ網の除去、回収について
底魚一本釣り等の操業、船舶航行に支障を及ぼすサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。
- 4 中国公船による威嚇行為等の再発防止と操業の安全確保について
中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図り、安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

また、本年 2 月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理の推進について

内 容

国では、太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会の枠組みにおいて、平成 27 年 1 月から、30 キロ未満の小型魚の漁獲上限を 4,007 トン、30 キロ以上の大型魚の漁獲上限を 4,882 トンとし、保存管理措置を講じています。

平成 30 年から罰則を伴う T A C 制度へ移行し、沿岸漁業においても小型魚の数量管理に加えて、大型魚の数量管理が始まりましたが、漁業現場では定置網による突発的な漁獲が生じたり、一方では獲り残しが生じる等、様々な課題等が発生し、混乱が生じています。

また、九州地区においては、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」であっても広域漁業調整委員会による「沿岸くろまぐろ漁業承認」を取得して県域のクロマグロ漁獲管理ルールに則り操業していますが、他地区で同届出漁業を行う者の中には、同承認を取得せず、混獲名目でクロマグロを漁獲している実態があると聞き及んでおり、同資源の資源管理の枠組みに支障を来たしかねないと強く懸念しております。

つきましては、次の事項について要望します。

【継続（表現変更）】

1. 資源評価結果に基づく漁獲上限の拡大について

クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られる中、令和 3 年 7 月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）北小委員会、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の合同作業部会が開催され、2022 年漁期は大型魚の漁獲枠を前年比 15% 増の 732 トン増とすることで合意したとの報道があったが、今後の WCPFC での協議を経て速やかに沿岸漁業への漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉継続すること。

また、次漁期に向けて小型魚枠の増大についても粘り強く交渉に

臨むこと。

【継続（表現変更）】

2. 国留保枠の有効活用について

第8管理期間における国留保枠の配分方法の設定において、国留保枠が最大限活用されるよう、最低限の数量を除き可能な範囲で配分について引き続き、検討すること。

【継続（表現変更）】

3. 広域漁業調整委員会の指示に基づく隻数制限について

平成26年から広域漁業調整委員会の指示に基づく隻数制限を導入しているが、ISCの資源評価の結果によると産卵親魚量は平成22年以降ゆっくりと回復していること、また、現在の規制措置を継続した場合、暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる）を達成する確率は98%と将来予測されていることから、今後、本県漁業者はクロマグロを狙った操業機会が増える可能性がある。

については、WCPFCにおいて増枠が可能となった場合は、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

【継続（表現変更）】

4. 遊漁者への指導について

本県海域のように、複数県の遊漁者が採捕している場合は、単県での管理は困難である。このため、全国的な規制措置である広域漁業調整委員会指示等により、国は都道府県を跨る遊漁団体等に対し、引き続き適切に指導すること。

【新規】

5. 漁獲数量の管理について

マグロ類を対象とした沿岸でのほえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ漁業承認」取得を義務付けること。

また、広域的な海域で操業する「沿岸まぐろほえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行TAC制度上、船籍が属する県の漁獲枠で管理することになっているが、明らかに他県海域で漁獲されるものについては、船籍県の管理が及ばないため、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について

内 容

太平洋クロマグロについては、平成 27 年より数量管理が開始され、平成 30 年に T A C 制度に移行したことで、より厳格な資源管理が求められています。本県漁業者も資源管理の必要性については理解しており、配分された漁獲可能量の遵守に努めてきたところであります。

しかしながら、漁業種類によっては漁獲対象魚種を選択できないことや、近年では資源量の増加による突発的な漁獲の積み上がり、年間を通じた漁獲量の増大が見受けられ、同じ漁場を利用する管理区分で再配分に差が生じる等、配分された漁獲可能量の遵守が困難な状況となっています。

つきましては、次の事項について要望します。

- 1 地域や漁業種類間での不公平が生じないように、地域の操業実態に応じた漁獲可能量の配分方法についてさらに改善を進めること。
- 2 資源の増加に応じて我が国全体の漁獲可能量の上限が見直されるよう引続き提案し、次の管理期間に反映されるよう努めること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進
について

内 容

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

沖縄海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）

内 容

太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源となっており、資源管理の取り組みについては、本県漁業者もその必要性を理解している。

WCPFC において合意された管理措置は、大型魚より、小型魚の漁獲を削減する方が資源回復に効果的であると示されているが、今回の管理措置は、主に大型魚を漁獲し、資源に対する影響の小さい、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業への配慮が不十分である。

そこで、太平洋クロマグロ（大型魚）の資源管理について、マグロはえ縄漁業や、一本釣り漁業等の沿岸漁業に配慮した管理措置を進めていただくよう、以下のとおり要望する。

1 漁獲枠の配分について

漁業種類別の配分及び留保の配分を見直し、マグロはえ縄漁業や沿岸漁業への配分を十分に確保すること

2 経営安定対策の拡充について

マグロはえ縄や一本釣り漁業者等が行う漁具改良や放流作業について、支援策の拡充を図ること

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が 1.5kW (2.039 馬力) の推進機関を有する長さ 3 m 未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成 22 年から 27 年は年間 50 隻前後の発生であったものが 28 年以降増加に転じ、直近の令和元年には 90 件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

内 容

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加している。
ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、漁港用地等に違法駐車をするなどマナーの悪い利用者も多く見受けられる。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられている。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えている。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるため、次の事項を強く要望する。

- 1 ミニボートの海上交通ルールを無視した操縦やマナー違反を犯す利用者を減らすため、操縦や安全性に関する講習の受講を義務付けるとともに、事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名や連絡先などの情報を把握できる体制を構築するようミニボートの製造・販売業界を強く指導すること。
- 2 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に、ミニボートを加入対象とし、加入促進を図るとともに、万一事故が発生した場合の事故処理におけるトラブル防止の対策を講じること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

長崎県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

海区漁業調整委員会制度について

内 容

海区漁業調整委員会は、これまで公選制による漁業者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

このような中、平成 30 年 12 月に漁業生産力の発展を図る観点から漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなり、今後もその役割を的確に果たしていかなければなりません。

以上のことから、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望します。

【継続】

1. 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会の新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保できるように措置すること。

別紙様式2

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな漁業関係法令の改正について

内 容

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

大分海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

改正漁業法における新たな資源管理措置等について

内 容

新たな資源管理措置の導入にあたっては、資源管理目標の考え方や有効性、漁獲可能量の算定方法、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等について十分な説明と情報提供を行うとともに、関係漁業者の合意形成を丁寧に行うよう配慮すること。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

宮崎海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

沿岸資源の適正な利用について

内 容

平成 30 年 12 月の漁業法改正にあたり、準備の整った漁業種類から I Q の導入等を行う一方で、トン数制限等、船舶の規模に関する制限措置が撤廃されるとのことで、導入が想定される大中型まき網漁業等においては、沿岸漁船の操業が困難な荒天時の区域違反や船体差を活かした漁場占有の恐れなど、沿岸漁業者との資源の競合や漁業秩序の乱れといった問題へ発展する懸念があります。

つきましては、沿岸漁業と競合する漁場については従来行われてきたエリア毎の操業ルールを尊重しつつ、今後も両者が資源及び漁場を持続的かつ公平に利用できるよう、次の項目について要望します。

1 沿岸漁業と大臣許可漁業との調整

I Q 導入等の条件が整った大臣許可漁業について、トン数制限撤廃をはじめとした新たな取組を導入するにあたっては、沿岸漁業と競合する漁場については一方的に沿岸漁業を圧迫することがないように、適正な資源及び漁場利用について十分な調整を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

水産政策の改革について

内 容

令和 2 年 12 月に施行された漁業法等の改正において、海区漁業調整委員会制度や漁業権、漁業許可制度等の大きな改革が行われ、漁業制度全体が大きく変わり、沿岸漁業にも大きな影響を与えることが懸念されている。

については、次の事項について要望する。

改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続が円滑に行われるよう、国は都道府県に対して早期に技術的助言を行うなど、適切に指導・助言を行うこと。

別紙様式 2

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題（要望事項）

熊本県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

内 容

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきた。

昨年改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められる。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠である。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望する。

1 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、安定的な財政基盤を確保するよう措置すること。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

（１）大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（２）大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（3）大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（福岡県連合海区漁業調整委員会）

（4）日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（5）日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（6）日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（7）東シナ海における漁船の安全操業確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（8）日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（9）日台漁業取決めの見直しについて（継続）

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（10）日中漁業協定の見直しについて（一部新規）

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）

（11）クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

意見

当海区要望分

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（12）太平洋クロマグロの資源管理の推進について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）

（13）太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（14）太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（沖縄海区漁業調整委員会）

（15）太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（佐賀県連合海区漁業調整委員会）

（16）ミニボートによる危険行為の防止について

意見

当海区要望分

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（17）ミニボートによる危険行為の防止について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（長崎県連合海区漁業調整委員会）

（18）海区漁業調整委員会制度について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（大分海区漁業調整委員会）

（19）新たな漁業関係法令の改正について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（大分海区漁業調整委員会）

（20）改正漁業法における新たな資源管理措置等について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（宮崎海区漁業調整委員会）

（21）沿岸資源の適正な利用について

意見

要望の趣旨に賛同します。

要望事項（鹿児島県連合海区漁業調整委員会）

（22）水産政策の改革について

意見

要望の趣旨に賛同します。

別紙様式

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に
係る提案議題に対する意見

佐賀県連合海区漁業調整委員会

要望事項（熊本県連合海区漁業調整委員会）

（23）海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

意見

要望の趣旨に賛同します。

令和3年度 ウミタケ調査操業結果報告書

1. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し、操業に向けた基準作りを検討していくことを目的として実施した。

2. 調査の方法

ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケを採捕し、生息状況（生息箇所・生息密度・採捕個数）を把握した。また、採捕したウミタケを出荷し市場調査を行った。

（1）ネジ棒

令和3年3月と5月に行われた生息状況調査により、高密度に生息が確認された早津江筋漁場造成区（盛土区）を集中して調査した。

（2）簡易潜水器

令和3年3月と5月に行われた生息状況調査により、高密度に生息が確認された早津江筋漁場造成区（盛土区）を中心に、その周辺域の生息の広がりを調査するとともに、佐賀県有明海区において過去に生息密度が比較的高かった箇所（操業実績のある箇所）の調査を行った。

（3）市場調査

採捕したウミタケを筑後中部魚市場（一部直販所まえうみ）に出荷し調査を行った。

尚、採捕にあたっての全体の採捕数量は、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号の適用除外を受けた、採捕数量である6,000個体を上限とすることを徹底した。

3. 調査年月日

（1）ネジ棒

令和3年6月14日・16日（2日間）

（2）簡易潜水器

令和3年6月17日・18日・20日・21日・22日（5日間）

ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から2時間を目処に実施した。

4. 調査操業漁船

ネジ棒4隻・簡易潜水器5隻

5. 調査操業結果

(1) ネジ棒の概況

6月14日・16日(2日間)において、ネジ棒4隻/1日により、生息状況調査において高密度に生息が確認された早津江筋漁場造成区(盛土区)をGPSによりピンポイントで確認し、その箇所を4隻で集中して調査した結果、1日2時間程度の操業で1日1隻あたり20個体~50個体(1日1隻あたり平均32.6個体)の採捕となった。

(2) 簡易潜水器の概況

6月17日・18日・20日・21日・22日(5日間)において、簡易潜水器5隻/1日により、生息状況調査において高密度に生息が確認された、早津江筋漁場造成区(盛土区)を中心に、その周辺域の生息の広がりを調査するとともに、佐賀県有明海区において過去に生息密度が比較的高かった箇所(操業実績のある箇所)調査を行った結果、1日2時間程度の操業で1隻あたり180~350個体(1日1隻あたり平均232.8個体)の採捕となった。

尚、採捕された箇所は、早津江筋漁場造成区(盛土区)が99%以上を占め、過去に生息密度が比較的高かった(操業実績のある箇所)11箇所調査操業が行われたが、白石干拓沖の1箇所(別紙、調査地点)でわずかに6個体が採捕されたのみで、その他の箇所での採捕はなかった。

(3) 市場調査の概況

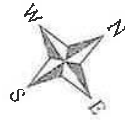
採捕したウミタケは、筑後中部魚市場およびまえうみに出荷した。

ネジ棒は1箱(18個体~22個体入り)で、3,500円~10,000円、簡易潜水器は1箱(16個体~22個体入り)で4,500円~11,000円の値が付いた。

また、1日・1隻あたりで算出すると、ネジ棒は1日・1隻あたり8,125円(税別)、簡易潜水器は1日・1隻あたり92,020円(税別)となった。

令和3年度ウミタケ調査操業(ネジ棒)調査地点

岡菅有明地区



芦刈町

国営福富地区

福富地区

六角川

久保田町

東与賀町

川副町

国造地区

平和郷

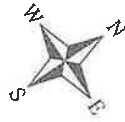
早瀬江川

灯台12

発行 佐賀県有明海漁業協同組合

令和3年度ウミタケ調査操業(簡易潜水器)調査地点

国営有明地区



芦刈町

国営福富地区

福富地区

久保田町

六角川

東与賀町

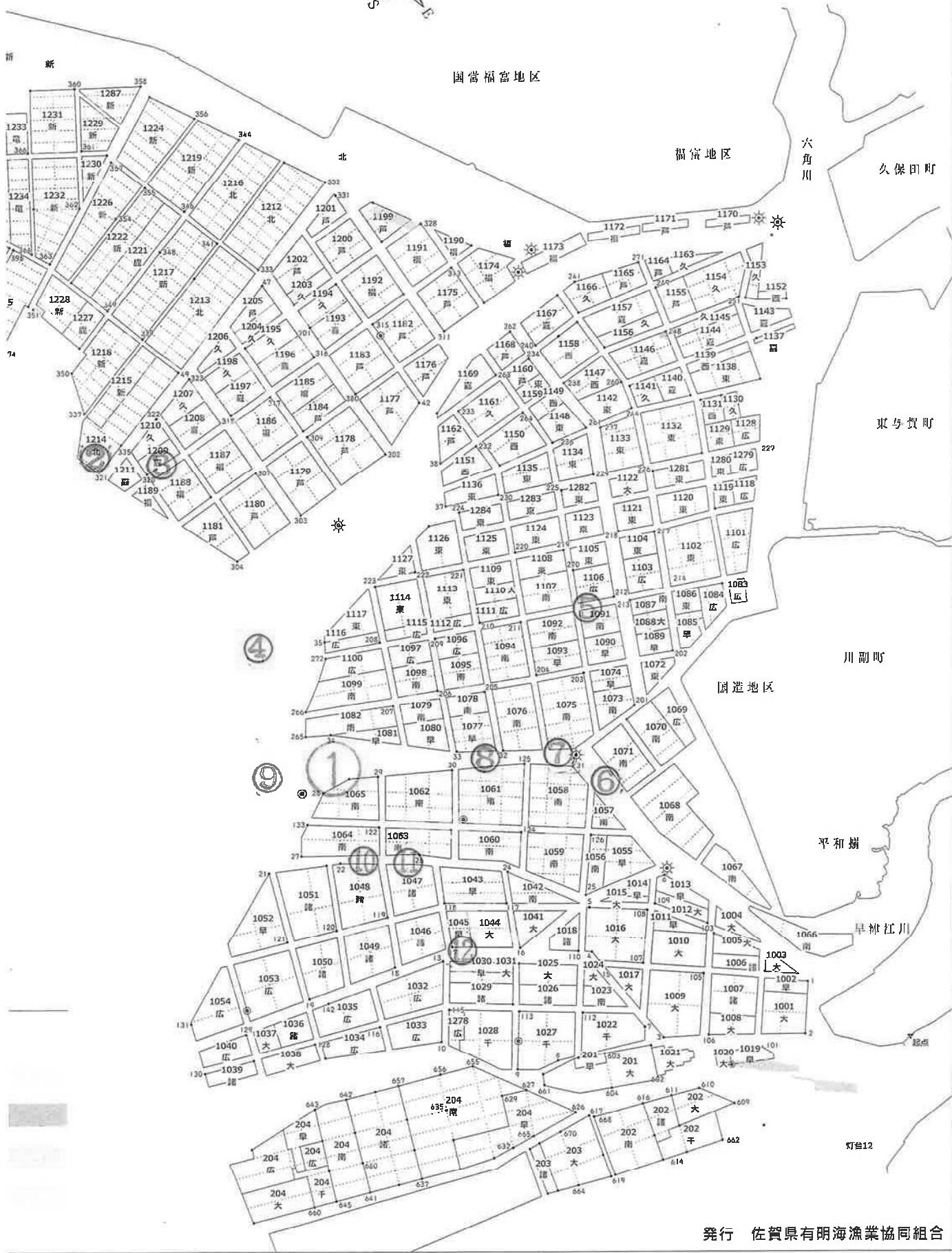
川副町

国造地区

平和嶺

早瀬江川

灯台12



発行 佐賀県有明海漁業協同組合

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第67号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第66号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第66号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

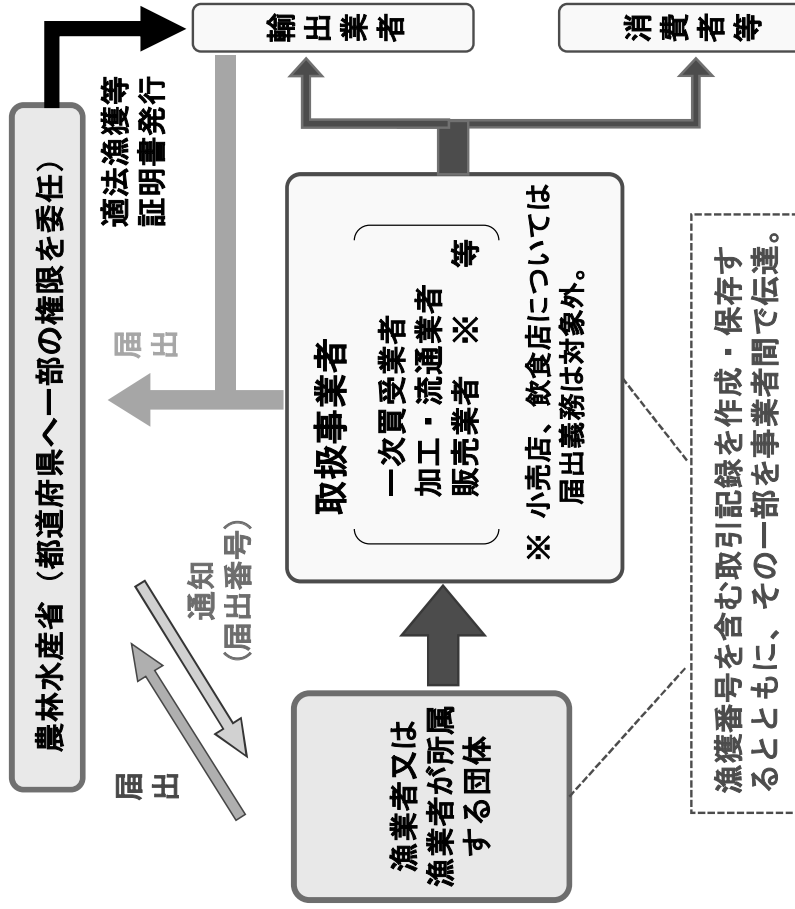
5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

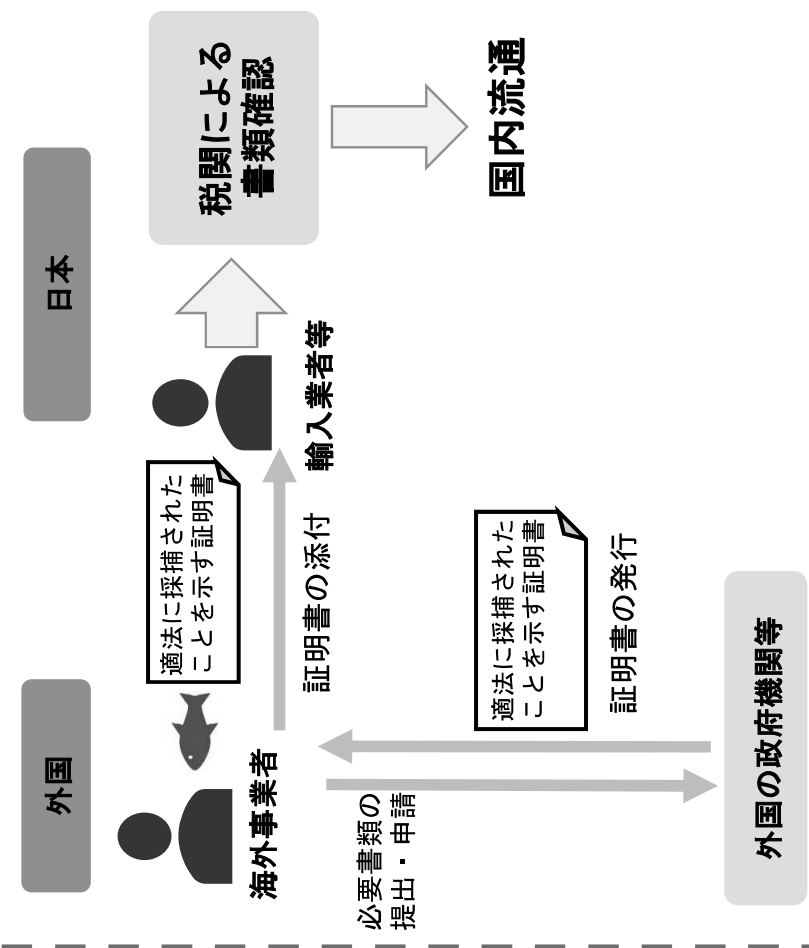
水産流通適正化制度の概要①

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

水産流通適正化制度の概要②

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うおととするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならぬこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。

(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6ヵ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

資源管理手法検討部会参考人（カタクチイワシ太平洋系群）

	都道府県等	氏名	所属・職業
1	北海道	板谷 和彦	北海道立総合研究機構函館水産試験場 調査研究部長
2	北海道	中村 正俊	南かやべ漁業協同組合 専務理事
3	宮城県	高橋 清孝	一般社団法人漁業情報サービスセンター東北出張所 所長
4	千葉県	小栗山 喜一郎	九十九里漁業協同組合 代表理事組合長 (九十九里まき網漁業生産組合 理事) (千葉海区漁業調整委員会 専門委員)
5	愛知県	中村 元彦	愛知県水産試験場漁業生産研究所 所長
6	三重県	一尾 康男	三重県ばっち網漁業協同組合 組合長
7	高知県	橋本 健	高知県定置漁業協同組合 副組合長 (椎名大敷組合 組合長)
8	愛媛県	広沢 初志	愛媛県漁業協同組合宇和島支所 副運営委員長 (株式会社第三戎丸 代表取締役)
9	宮崎県	中島 忠信	宮崎県旋網漁業組合 組合長
10	全国まき網 漁業協会	土屋 青市	千葉県旋網漁業協同組合 副組合長

資源管理手法検討部会参考人（ウルメイワシ太平洋系群）

	都道府県等	氏名	所属・職業
1	宮城県	高橋 清孝	一般社団法人漁業情報サービスセンター東北出張所 所長
2	和歌山県	片谷 匡	紀州勝浦漁業協同組合 代表理事組合長 (和歌山海区漁業調整委員会 委員)
3	高知県	橋本 健	高知県定置漁業協同組合 副組合長
4	愛媛県	向田 陽二	愛媛県まき網漁業協議会 会長 (有限会社向田水産 役員)
5	宮崎県	中島 忠信	宮崎県旋網漁業組合 組合長
6	全国まき網 漁業協会	土屋 青市	千葉県旋網漁業協同組合 副組合長

資源管理手法検討部会参考人（カタクチイワシ対馬暖流系群）

	都道府県等	氏名	所属・職業
1	石川県	一瀬 保夫	石川県定置漁業協会 会長理事 (日本定置漁業協会 副会長理事) (岸端定置網組合 組合長理事)
2	島根県	平木 操	島根県まき網漁業協議会 副会長 (山陰旋網漁業協同組合 理事) (有限会社共幸水産 代表取締役)
3	山口県	梶本 久繁	山口県漁業協同組合越ヶ浜支店 運営委員長 (有限会社梶八商店 代表取締役)
4	佐賀県	後藤 政則	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会 技術顧問
5	佐賀県	坂本 安則	佐賀玄海漁業協同組合 副組合長 (唐津市統括支所 運営委員長)
6	長崎県	岡部 聖二	野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 (有限会社音丸水産 取締役)
7	長崎県	田島 正明	九十九島漁業協同組合 理事 (有限会社タケシマ海幸 代表取締役)
8	熊本県	佐々木 倫一	天草漁業協同組合 副組合長 (熊本県漁業協同組合連合会 理事)
9	鹿児島県	水口 良則	鹿児島県旋網漁業協同組合 理事 (有限会社一丸水産 代表取締役)
10	全国まき網 漁業協会	高須 清光	株式会社タカスイ 代表取締役社長

資源管理手法検討部会参考人（ウルメイワシ対馬暖流系群）

	都道府県等	氏名	所属・職業
1	石川県	砂走 忠巨	有限会社大興丸水産 漁労長
2	島根県	平木 操	島根県まき網漁業協議会 副会長 (山陰旋網漁業協同組合 理事) (有限会社共幸水産 代表取締役)
3	長崎県	岡部 聖二	野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 (有限会社音丸水産 取締役)
4	長崎県	田島 正明	九十九島漁業協同組合 理事 (有限会社タケシマ海幸 代表取締役)
5	熊本県	佐々木 倫一	天草漁業協同組合 副組合長 (熊本県漁業協同組合連合会 理事)
6	鹿児島県	野村 敬司	鹿児島県旋網漁業協同組合 理事 (有限会社海盛水産 代表取締役)
7	全国まき網 漁業協会	溝口 悦雄	エテルナ・ワコー株式会社 代表取締役

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外の内容変更承認申請書

令和3年9月16日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 佐賀市城内1丁目1番59号
氏名 佐賀県農林水産部水産課
課長 中島 則久

令和3年7月15日付け有漁調委第35号にて御承認いただきました佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について、内容変更の承認を受けたいので申請します。

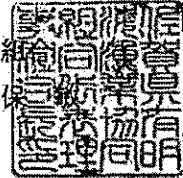
記

- 1 当初承認年月日 令和3年7月15日
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 適用除外する事項に「佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号」を追加
 - (2) 使用船舶 誠栄丸 (SA3-13156) を下記船舶に入替え
 - ・名称 なぎさ丸
 - ・漁船登録番号 SA3-16225
 - ・総トン数 3.8トン
 - ・推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 70
 - ・所有者氏名 澁谷 勝秀
- 3 変更しようとする理由
 - (1) 調査地点が、上記委員会指示で立入禁止としているのり養殖施設の周囲50メートル以内に位置することが判明したため。
 - (2) 調査船を変更する必要があるため。

令和3年9月6日

佐賀県農林水産部水産課
課長 中島 則久 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外申請への同意について

令和3年9月2日付け水産第2197号にて同意を依頼されたタイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号「佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場での操業に係る委員会指示」の適用除外申請に対して同意します。

佐賀県有明海区漁業調整委員会規程

(昭和53年4月1日)
〔有漁調委告示第1号〕

- (会長及び会長職務代理人)
第1条 佐賀県有明海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)に会長及び会長職務代理人を置く。
- 2 会長及び会長職務代理人は、委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理人を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、会長職務代理人がその職務を代行する。
- 5 会長及び会長職務代理人の任期は、委員の任期とする。

(委員会の招集)

- 第2条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。但し、会長及び会長職務代理人がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び会長職務代理人とともに事故あるときの会議は知事が招集する。
- 2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならぬ。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議の運営)

- 第3条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

- 3 委員会の会議は公開とする。
- 4 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において、緊急の必要があると認められた事項については、この限りではない。
- 5 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第4条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事事項
 - 四 その他重要な事項
- 2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は一般の縦覧に供する。

(権限の委任)

第5条 会長の権限に属する事項のうち、事務局長が専決できる事項は別に定める。

(規程改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会事務局設置規程

(設置)

第1条 佐賀県有明海区漁業調整委員会及び松浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するため、委員会に海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(職員等)

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び副事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。

主幹

係長

主任主査

主査

主事

技師

3 前2項に掲げる職は、書記をもって充てる。

4 局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理する。

5 副事務局長は、局長を補佐し、事務局の事務を整理し、局長不在のときは、その職務を代行する。

6 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。

7 係長は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を処理する。

8 主任主査及び主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。

9 主事及び技師は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(局長専決)

第3条 局長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の事務分掌に関すること。

(2) 職員の旅行及び時間外勤務の命令に関すること。

(3) 職員の欠勤、慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児

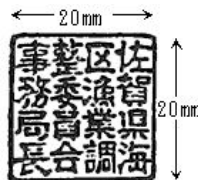
休暇、引き続き3日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇の願の処理に関すること。

- (4) 職員の週休日の振替に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。
- (6) 職員の休日の代休日の指定に関すること。
- (7) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。
- (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。
- (9) 軽易な通知、照会、報告及び申請に関すること。
- (10) その他軽易な所掌事務の処理に関すること。
- (11) その他会長が特に指示した事項に関すること。**

2 局長は、前項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、会長に報告しなければならない。

（局長公印）

第4条 事務局長の公印を、次のように定める。



（局長電子署名）

第5条 電子文書を施行するために必要な事務局の電子署名等に関し必要な事項については、規則その他の規程に定めがあるものを除き、佐賀県電子署名規程（平成14年佐賀県訓令甲第11号）の規定の例による。この場合において、電子署名を行う文書の発信者は、局長とする。

（文書の管理）

第6条 文書の管理については、佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の規定（同規程第45条第2項、第47条第2項及び第49条の規定を除く。）及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。

(人事評価)

第7条 事務局の職員の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程(平成29年佐賀県訓令甲第5号)の規定の例により行うものとする。

(補則)

第8条 事務局の職員の服務その他必要な事項については、この規程に定めるもののほか、知事部局に準ずるものとする。